

報告第1号

三朝町国民宿舎事業の業務量の増加に伴う必要経費の使用について

平成21年度三朝町国民宿舎事業の業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該業務のために直接必要な経費に使用することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、これを本議会に報告する。

平成22年4月26日

三朝町長 吉田秀光

1 増加する業務の予定量

- (1) 宿泊者数 450人
- (2) 休憩者数 2,000人

2 増加する事業収益及び支出

- (1) 事業収益 16,900千円
- (2) 事業支出 6,100千円

(収入)

(科目)	(既決予算額)	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	(計)
第1款 事業収益	430,758千円	6,100千円	436,858千円
第1項 営業収益	343,372千円	6,100千円	349,472千円

(支出)

(科目)	(既決予算額)	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額	(計)
第1款 事業費用	430,758千円	6,100千円	436,858千円
第1項 営業費用	382,576千円	6,100千円	388,676千円